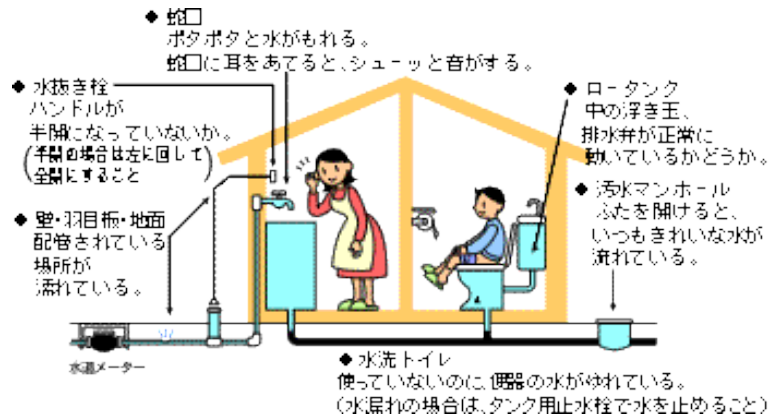


使用水量が多いなぁと思ったら ～漏水の早期発見・早期修繕を～

最近、地下漏水による水道使用料金の減額申請件数が増加しています。給水装置の老朽化によるものと考えられますが、これもほんのチョットした点検で、水のムダ使いやお客様の負担を最小限に抑えることができます。月に一度は水道メーターの確認をお願いします。

お使いになっている水量が多いと思われたら、次の箇所を点検してください。



☆とっても簡単な漏水チェック

- ① 家の中の蛇口を全部閉め、トイレも使用しないようにしてください。
- ② メーターボックス内の水道メーターのパイロットマークをしばらく見てください。
- ③ パイロットマークが少しでも回っていれば、漏水が考えられます。目に見える場所で水漏れがないか確認してください。
- ④ それでも発見できない場合は、地下の給水管などで漏水をしているものと思われます。
至急、伊予市が指定する水道工事店（市指定給水装置工事事業者）に依頼し、調査・修理をしてください。



※ 修理及び調査に係る費用は、すべてお客さまの負担となります。

漏水をそのままにしておくと、お客様の負担が大きくなるばかりか、大変な水のムダ使いになります。宅内での漏水を早期に発見するためにも、定期的に水道メーターの確認をお願いします。



地下漏水等による水道料金の減額制度

お問い合わせは、上下水道課水道担当まで

電話 089-909-6387

(ダイヤルイン)

お客様の敷地内の給水装置は、お客様の財産であり、お客様の責任で管理していただくものです。そのため、漏水があった場合でも、水道料金は漏水した分も含め、原則としてお客様の負担となります。

しかし、配管の老朽化等による地下漏水など、お客様の管理者としての注意義務の範囲を超えていると認められる場合には、水道料金が減額される場合があります。これは、早期に修繕をしていただくことにより、貴重な水道水の保全に協力していただくことを目的としています。

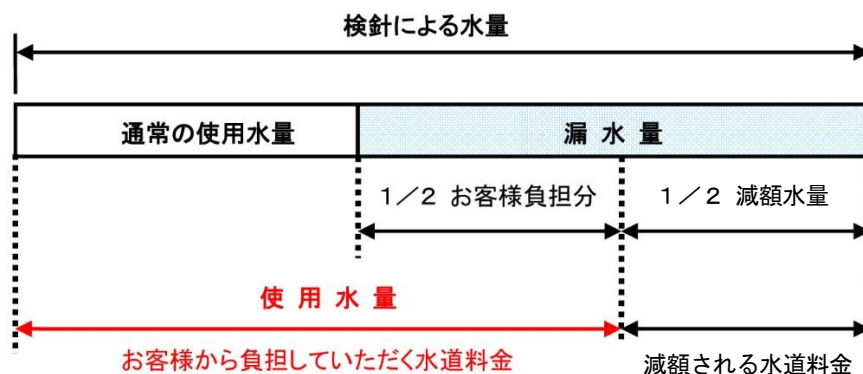
☆減額の対象となりうる期間

料金が減額されるのは、最大で2期分（検針及び料金の請求が2か月に1度のため、使用期間でいうと4か月分）までとなっています。

漏水を認知していたにもかかわらず放置されていた場合や、修繕しても速やかな申請がなされなかった場合は、減額の対象となりません。

☆水道料金の減額算定方法

検針による水量 - 通常の使用水量 = 漏水量として、漏水量の2分の1を減額します。



【使用水量】 = 検針による水量 - {(検針による水量 - 通常の使用水量) / 2}

【通常の使用水量】 = 過去3年間の同月期検針3回分の平均使用水量

※開栓直後の漏水や世帯員数の変更などのため、これにより難しいと判断される場合は、修繕後の検針2回分以上の平均又は市長が使用状況等を勘案し、その都度決定したものとされる場合もあります。

☆減額されるまでの期間（審査期間）

次回検針の使用水量が減額の対象となる場合が多いため、審査を行い、決定通知書がお客様のお手元に届くまで、2か月程度の期間がかかります。ただし、修繕後の実績調査が必要な場合などは、半年ほどの期間を要する場合があります。

☆減額制度の注意点

- 書類の提出は、修理後3か月以内をお願いします。
- 市の指定を受けていない給水装置工事事業者や個人が修理を行った場合は、減額対象外です。
→市指定給水装置工事事業者のお問い合わせは、上下水道課上水担当か伊予市管工事業協同組合（電話982-7038）又は市のホームページで確認してください。
- 漏水の状況によっては、減額の対象とならない場合がありますので、詳しくは上下水道課水道担当へお問い合わせください。